

児童会・生徒会活動での校則改定に関する意識と実態

Awareness and Actual Situation Regarding the Revision of School Rules in Children's and Student Councils' Activities

宇田 響*

Hibiki UDA

Abstract

This study examines the role of school assemblies in children's associations and student council activities, focusing on awareness and the actual situation regarding the revision of school rules. The main findings are categorized into five areas. First, while the revision of school rules was not widely discussed in many elementary schools, it was addressed in a relatively large number of junior high and high schools. Second, in most elementary schools and a large number of junior high and high schools, school rule revisions were not conducted through school assemblies. Third, a relatively large number of respondents did not believe it was necessary to revise school rules in elementary schools; however, they believed that the regulations in junior high and high schools required revisions. Fourth, most of those who believed that school rules needed to be revised failed to act upon this belief when preparing for school-wide student assemblies. Fifth, respondents who supported revising school rules refrained from taking action for the following reasons: they felt that they were not understood by the teachers, perceived several hurdles to the revision process, and expected other students to act on their behalf. These findings reveal that although students recognized the need to review school rules, they did not take action.

1. 問題の所在

2017年の校則裁判¹⁾を契機として、NPO法人キッズドア・渡辺由美子理事長を発起人とする「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトが発足した。このプロジェクトでは、校則に関する大規模調査から得られたデータをもとに、主に中学校、高等学校の校則の実態把握がなされている。荻上・内田編（2018）は、こうしたプロジェクトの成果の一つである。そこでは、中学校、高等学校ともに、近年になって「スカートの長さが決められている」「下着の色が決められている」「眉毛を剃ってはいけない」などの校則の体験率が上昇していること、生徒の権利を侵害し、健康被害に繋がりにくい「日焼け止めをもってきてはならない」「リップクリームをもってきてはならない」などの校則を体験している生徒が一定数いることなどが明らかにされている。荻上・内田編（2018）の他にも、大阪府内の公立中学校における校則（生徒心得）の文面をもとに内容分析を行った大津（2023）や、大阪府立の高等学校がホームページで公開しているデータから、校則の実態把握を行った大津（2021）など、様々な視点から研究が行われている。こうした一連の研究によって、近年では中学校、高等学校の校則の実態が徐々に明らかになりつつある²⁾。

先述のように、校則の中には児童生徒の権利を侵害する可能性のあるものが存在する³⁾。こうした校則は早急に改定すべきだろうし、児童生徒が理不尽だと捉える程度の高い校則も改定の議論を進める必要があるだろう。改定の方法としては、教員側（特に校長）から問題提起し、トップダウン的に改定するというものと、児童生徒側から問題提起しボトムアップ的に改定するというものが考えられる⁴⁾。後者において重要な役割を果たすのが、特別活動であろう。学習指導要領（文部科学省 2018a、2018b、2019）によれば、特別活動は、「学級活動（小学校、中学校）／ホームルーム活動（高等学校）」「児童会活動（小学校）／生徒会活動（中学校、高等学校）」「クラブ活動（小学校）」「学校行事」といった内容で構成されている。この中でも、児童会・生徒会活動、もう少し具体的にいえば、児童

* くらしき作陽大学子ども教育学部、助教（Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Assistant Professor）

会活動としての全校児童集会、生徒会活動としての生徒総会は、児童生徒側から問題提起し、校則をボトムアップ的に改定していく機会になり得るものと考えられる。しかしながら、全校児童集会や生徒総会で、校則改定に関する議題が取り上げられているのか、実際に校則が改定されているのか、さらには児童生徒が全校児童集会、生徒総会を通じた校則改定をどのように捉えているのかなどについては、これまで検討がなされてこなかった状況にある。こうした検討によって得られる知見は、児童会・生徒会活動でのボトムアップ的な校則改定を支える、教員の指導のあり方を考えるための基礎的な情報になり得るものであり、一定の意義を有していると考えられる。

以上の問題関心をふまえ、本稿では、児童会活動の中でも全校児童集会、生徒会活動の中でも生徒総会に着目し、そこでの校則改定に関する意識と実態についての検討を行いたい。そうした検討を通して、児童会・生徒会活動が校則改定の機会になり得るためには、どのような指導を行っていく必要があるのかを考察することとしたい。

2. 研究の方法

アンケート調査は、2023年1月下旬に、私立A大学及び私立B短期大学に所属する学生を対象に行った。具体的には、教職課程の科目を履修している一年生を対象に、調査の目的やデータの取り扱い方法などについて説明した上で、アンケート調査（小・中・高等学校における特別活動に関する調査）を行った。有効回答票数は、199名（内、私立A大学156名、私立B短期大学43名）である。系統や性別、出身校の設置者などを含めて、詳細は表1を参照されたい。

なお、アンケート調査は、小学校時代の児童会活動、中学校・高等学校時代の生徒会活動を思い出し回答するという回顧形式となっている。2017年の校則裁判以降、（どのような方法かは別にして）校則改定に取り組む学校が増えていることを前提にすると、本稿が明らかにする児童会・生徒会活動の実態は、現在のそれらの実態と一定の乖離があると考えられる。そうした問題点があることをふまえ、本稿の分析結果を参照する必要があることを記しておきたい。

表1 調査の概要と調査対象者の属性

		全体	私立A大学	私立B短期大学
有効回答票数		199名	156名	43名
回答票数		209名	165名	44名
割合：有効回答票数／回答票数		95.2%	94.5%	97.7%
系統	教育系（割合）	134名（69.1%）	94名（61.0%）	40名（100.0%）
	その他（割合）	60名（30.9%）	60名（39.0%）	0名（0.0%）
性別	男性（割合）	25名（12.8%）	23名（14.8%）	2名（5.0%）
	女性（割合）	170名（87.2%）	132名（85.2%）	38名（95.0%）
出身小学校の設置者	公立（割合）	180名（91.8%）	146名（93.6%）	34名（85.0%）
	私立（割合）	16名（8.2%）	10名（6.4%）	6名（15.0%）
出身中学校の設置者	公立（割合）	175名（89.3%）	141名（90.4%）	34名（85.0%）
	私立（割合）	21名（10.7%）	15名（9.6%）	6名（15.0%）
出身高等学校の設置者	公立（割合）	135名（69.2%）	115名（74.2%）	20名（50.0%）
	私立（割合）	60名（30.8%）	40名（25.8%）	20名（50.0%）

注：括弧内の%は、有効回答票数の内、系統／性別／出身小学校の設置者／出身中学校の設置者／出身高等学校の設置者についての回答があった者に占める割合。

3. 児童会・生徒会活動での校則改定に関する実態

本章では、児童会活動の中でも全校児童集会、生徒会活動の中でも生徒総会に着目し、そこでの校則改定に関する実態について検討していきたい。

まずは、全校児童集会や生徒総会において、校則改定に関する議題が取り上げられているのかをみていきたい。図1は、全校児童集会／生徒総会で取り上げられる各議題について、回答者に選択肢（取

り上げられていた、取り上げられていなかった)を設け、尋ねた結果を学校種別に示したものである。ここでは、「取り上げられていた」の割合に着目し、結果を整理することとしたい。

小学校の結果をみると、学校での過ごし方に関する議題で90.2%、学校の行事に関する議題で89.1%、学校外での過ごし方に関する議題で81.3%となっており、ほとんどの学校でこれらの議題が取り上げられていたことがわかる。いじめや暴力行為等に関する議題(72.5%)についても、多くの学校で取り上げられていたことが読み取れるが、校則改定に関する議題は39.8%となっており、必ずしも多くの学校で取り上げられているわけではないことがわかる。

それでは、中学校、高等学校はどうだろうか。結果をみると、学校の行事に関する議題は、中学校で90.3%、高等学校で86.2%、学校での過ごし方に関する議題は、中学校で87.6%、高等学校で82.1%となっていることから、ほとんどの学校でこれらの議題が取り上げられていたことがわかる。また、中学校、高等学校に所属する生徒が、多くの時間を過ごす部活動に関する議題は、中学校で85.6%、高等学校で79.7%となっており、この議題もほとんどの学校で取り上げられていたことが読み取れる。注目すべきは、校則改定に関する議題である。この議題は中学校で63.6%、高等学校で54.6%となっており、比較的多くの学校で取り上げられていた状況にあることがわかる。やはり、中学校と高等学校については、生徒側が見直しを行うべきだと感じる校則が一定程度あるからこそ、生徒総会において校則改定に関する議題が取り上げられているのだと考えられる。

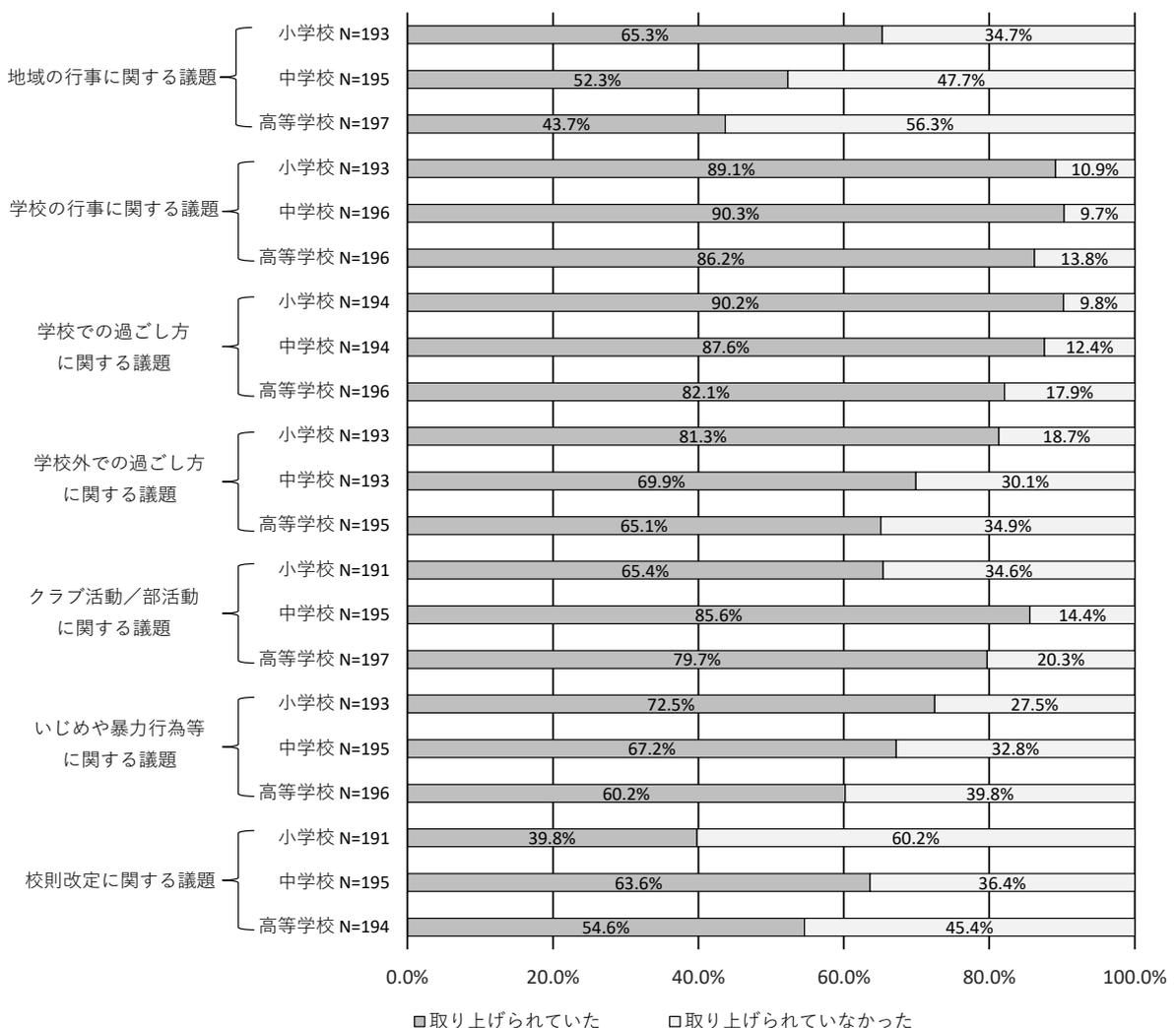


図1 全校児童集会/生徒総会での各議題の取り上げ状況

以上のように、小学校の場合、必ずしも多くの学校で校則改定に関する議題が取り上げられているわけではないが、中学校と高等学校の場合、比較的多くの学校で校則改定に関する議題が取り上げられているようである。

では実際、校則改定に関する議題が取り上げられた際、どのような校則について話し合いが行われるのだろうか。アンケート調査では、「校則改定に関する議題では、どのような校則について話し合われましたか？（自由記述）」という項目を設け、回答者に尋ねている。ここでは参考として、高等学校の結果を以下に示しておきたい（表2を参照）。最も多いのが服装に関する校則であった。それに該当するのは、「スカートの長さについて」「女子のスラックス、下着の色指定について」「靴下の長さや色、柄について」などである。次いで多いのが、髪型に関する校則である。それに該当するのは、「髪色や髪型について」「ツブロック禁止について」などである。髪型に関する校則と同程度、スマホに関する校則も話し合いの中で取り上げられている。それに該当するのは、「スマートフォンの校内への持ち込みについて」「学校内でのスマホ使用のルールについて」などである。これらの校則以外には、「名札の廃止について」「リュック登校を許可するかどうかについて」「授業中にブランケットを使用することを許可するかどうかについて」などの校則についての話し合いが行われている。こうした結果からもわかるように、生徒総会では、服装や髪型、スマホに関する校則についての話し合いが行われることが多いようである。

表2 高等学校の生徒総会で取り上げられた校則（一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・スカートの長さについて ・スカートの下にストッキングやタイツを履いてもいいかどうかについて ・女子のスラックス、下着の色指定について ・男子生徒のインナー着用ルールについて ・靴下は指定ではないものを履きたいということについて ・靴下の長さや色、柄について ・髪色や髪型について ・ツブロック禁止について ・男子の前髪はなぜ眉上でないといけないのかということについて ・髪の毛をおだんごにしてもよいかどうかについて ・スマートフォンの校内への持ち込みについて ・学校内でのスマホ使用のルールについて ・行事の際、スマホでの写真撮影について ・携帯の使用禁止に関する校則について ・名札の廃止について ・学校指定のカバンでなければいけないのかについて ・リュック登校を許可するかどうかについて ・下校時間のルールについて ・授業中にブランケットを使用することを許可するかどうかについて
--

ところで、実際に全校児童集会や生徒総会を通して校則が改定されることはあるのだろうか。図2は、「全校児童集会／生徒総会を通して、校則が改定された経験はありますか？」という項目について、回答者に選択肢（改定された経験がある、改定された経験がない）を設け、尋ねた結果を学校種別に示したものである。小学校の結果をみると、「改定された経験がある」の割合は15.5%であるのに対し、「改定された経験がない」の割合は84.5%にも及んでいることから、ほとんどの学校では、全校児童集会を通して校則改定がなされているわけではないことがわかる。中学校と高等学校の結果をみると、「改定された経験がある」の割合は中学校で33.3%、高等学校で38.7%であるのに対し、

「改定された経験がない」の割合は中学校で 66.7%、高等学校で 61.3%にも及んでいることが読み取れる。こうした結果からは、比較的多くの中学校、高等学校では、生徒総会を通して校則改定がなされているわけではないことがうかがえる。

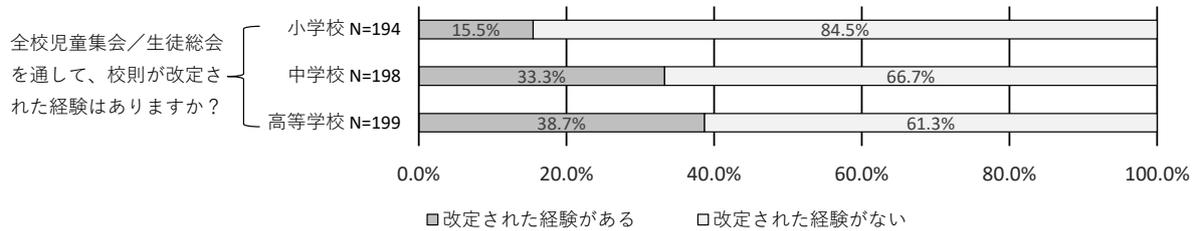


図2 全校児童集会／生徒総会での校則改定状況

4. 児童会・生徒会活動での校則改定に関する意識

本章では、児童会活動の中でも全校児童集会、生徒会活動の中でも生徒総会に着目し、そこでの校則改定に関する意識について検討していきたい。前章の分析からもわかるように、小学校の場合、ほとんどの学校で全校児童集会を通じた校則改定はなされていないし、中学校と高等学校の場合においても、比較的多くの学校で生徒総会を通じた校則改定はなされていないようである。校則が適用される児童生徒側が、運用されている校則を問題だと捉えていないからこそ、全校児童集会や生徒総会を通じた校則改定がなされていないという状況にあることも想定できる。まずは、こうした想定が妥当かどうかをみていきたい。

図3は、「小学校時代／中学校時代／高等学校時代の校則で、見直しが必要だと感じる校則はありましたか？」という項目について、回答者に選択肢（必要だと感じる校則があった、必要だと感じる校則はなかった）を設け、尋ねた結果を学校種別に示したものである。小学校の結果をみると、「必要だと感じる校則があった」の割合は 33.0%であるのに対し、「必要だと感じる校則はなかった」の割合は 67.0%にも及んでいることがわかる。ここからは、比較的多くの者が小学校で運用されている校則を見直す必要はないと考えていることが読み取れる。中学校と高等学校の結果をみると、「必要だと感じる校則があった」の割合は中学校で 55.1%、高等学校で 61.3%であるのに対し、「必要だと感じる校則はなかった」の割合は中学校で 44.9%、高等学校で 38.7%となっていることから、比較的多くの者が中学校や高等学校で運用されている校則を見直す必要があると考えていることがわかる。

こうした結果をふまれば、少なくとも中学校と高等学校については、比較的多くの者が運用されている校則を問題だと捉えていることから、先述した想定は妥当ではないと考えられる。

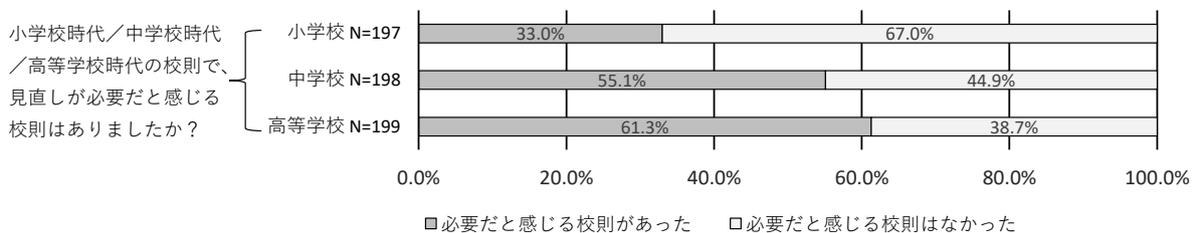


図3 校則の見直しの必要性に関する意識

このように、特に中学校と高等学校で運用されている校則に対しては、見直しが必要だと感じている者が比較的多い状況にある。そうした者は、校則改定に向けて実際に行動していたのであろうか。そのことを検討するために、先に取り上げた「小学校時代／中学校時代／高等学校時代の校則で、見

直しが必要だと感じる校則はありましたか？」という項目に「必要だと感じる校則があった」と回答した者に、「あなたは、全校児童集会／生徒総会に向けて、校則を改定しようと行動した経験はありますか？」という項目について、選択肢（行動した経験がある、行動した経験がない）を設け、尋ねている。その結果を学校種別に示したのが、図4である。

小学校の結果をみると、「行動した経験がある」の割合は15.4%であるのに対し、「行動した経験がない」の割合は84.6%にも及んでいることがわかる。中学校と高等学校の結果をみると、「行動した経験がある」の割合は中学校で16.5%、高等学校で18.0%であるのに対し、「行動した経験がない」の割合は中学校で83.5%、高等学校で82.0%にも及んでいることがわかる。こうした結果からは、見直しが必要だと感じている者のほとんどが、全校児童集会や生徒総会に向けて、校則を改定しようと行動していなかったということが読み取れる。

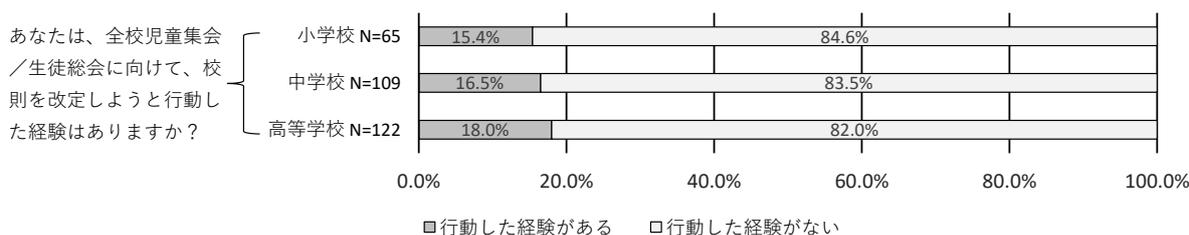


図4 校則改定に向けた行動状況

それでは、なぜ見直しが必要だと感じていながら、校則を改定しようと行動しなかったのだろうか。本稿では小学校や中学校に比べて、運用されている校則についての見直しが必要だと感じる者が相対的に多い状況にある高等学校を分析対象としたい。アンケート調査では、先に取り上げた「あなたは、生徒総会に向けて、校則を改定しようと行動した経験はありますか？」という項目に、「行動した経験がない」と回答した者に、「校則を改定しようと行動しなかった理由について、できるだけ詳しく教えてください」と回答理由を尋ねている。以下では、そこで得られた自由記述のデータをもとに、なぜ校則改定に向けて行動しなかったのかという問いの検証を行いたい。

自由記述のデータを整理すると、「教員の理解が得られないと感じていたため」という趣旨の回答理由が最も多いことが明らかになった。それに該当する自由記述を以下に示した。

- ・ 言ってもどうせ聞いてくれないので諦めた。
- ・ 生徒の意見は流される。納得しないことがほとんどであるから。
- ・ 行動をしても、先生たちが認めてくれるはずがないと思っていたから。
- ・ 先生に言っても反論される。もう校則で決まっていると論破されるため。

当事者は、教員に「言ってもどうせ聞いてくれ」ず、「生徒の意見は流される」と考えていたため、校則改定に向けての行動を「諦め」という選択を取らざるを得なかったようである。行動しようと思っても、教員から「校則で決まっていると論破される」のであれば、そうした行動を取らざるを得なかったのも無理はないだろう。こうした記述からは、当事者は「教員の理解が得られないと感じていたため」、校則の見直しが必要だと感じていながらも、それを改定しようと行動しなかったということが読み取れる。

「教員の理解が得られないと感じていたため」という趣旨の回答理由に次いで多いのは、「行動しても改定にまで至らないため」という趣旨の回答理由である。以下に示したのが、それに該当する自由記述である。

- ・ 何度も校則の議題が話し合われたが、変わったことがなかったから。
- ・ 行動していた人がいたが、何も変わらなかったから。
- ・ 他の生徒が行動していたが、改善されていなかったから。
- ・ どうせやっても校則は変わらんだろうと思った。

当事者は、生徒総会において「何度も校則の議題が話し合われたが、変わったことがなかった」し、「行動していた人がいたが、何も変わらな」い状況に直面し、「どうせやっても校則は変わらんだろう」と行動することを諦めたようである。こうした記述からは、当事者は「行動しても改定にまで至らないため」、校則の見直しが必要だと感じていながらも、それを改定しようと行動しなかったということが読み取れる。

これまでみてきた「教員の理解が得られないと感じていたため」、「行動しても改定にまで至らないため」といった趣旨の回答理由に該当するものに比べると数は少ないものの、「改定のハードルが高いと感じていたため」「他の生徒が行動してくれると思っていたため」といった趣旨の回答理由もある。まずは、「改定のハードルが高いと感じていたため」という趣旨の回答理由についてみていきたい。以下に示したのが、それに該当する自由記述である。

- ・ 中学の時、生徒会に所属していて、校則改定には様々な手順を踏まなければならないことを知っていた。それがかなり面倒だと感じたので、改定に向けて行動しようとは思わなかった。
- ・ 作業が大変だから。
- ・ 改定するには手続きなどが多くめんどくさい。

当事者は、「校則改定には様々な手順を踏まなければならず」、「作業が大変」で「めんどくさい」と感じたため、行動することを諦めたようである。校則を改定するための手続きが複雑で時間を要するものだと感じていたのだろう。こうした記述からは、当事者は「改定のハードルが高いと感じていたため」、校則の見直しが必要だと感じていながらも、それを改定しようと行動しなかったということが読み取れる。

続いて、「他の生徒が行動してくれると思っていたため」という趣旨の回答理由についてみていきたい。以下に示したのが、それに該当する自由記述である。

- ・ 私がしなくても、誰かがやってくれると思ったから。
- ・ 誰かやってくれると思っていたから行動しなかった。
- ・ 誰かがしてくれるだろうと思ったから。

当事者は、「私がしなくても、誰かがやってくれると思っ」ていたため、校則改定に向けての「行動[を]しなかった」ようである（角括弧内は筆者による）。「誰かがしてくれるだろうと思っ」ている当事者も少なくないというのが現状ではないだろうか。こうした記述からは、当事者は「他の生徒が行動してくれると思っていたため」、校則の見直しが必要だと感じていながらも、それを改定しようと行動しなかったということが読み取れる。

5. まとめと考察

本稿では、児童会活動の中でも全校児童集会、生徒会活動の中でも生徒総会に着目し、そこでの校則改定に関する意識と実態について検討してきた。主要な知見は、以下の五つにまとめられる。

第一に、小学校の場合、必ずしも多くの学校で校則改定に関する議題が取り上げられているわけではないが、中学校と高等学校の場合、比較的多くの学校で校則改定に関する議題が取り上げられていることが明らかになった。

第二に、ほとんどの小学校では、全校児童集会を通して校則改定がなされているわけではないことが明らかになった。また、比較的多くの中学校や高等学校では、生徒総会を通して校則改定がなされているわけではないことも明らかになった。

第三に、比較的多くの者が、小学校で運用されている校則を見直す必要はないと考えていることが明らかになった。しかしながら、比較的多くの者が、中学校や高等学校で運用されている校則を見直す必要があると考えていることも明らかになった。

第四に、校則の見直しが必要だと感じている者のほとんどが、全校児童集会や生徒総会に向けて、校則を改定しようとして行動していなかったということが明らかになった。

第五に、「教員の理解が得られないと感じていたため」「行動しても改定にまで至らないため」「改定のハードルが高いと感じていたため」「他の生徒が行動してくれると思っていたため」といった理由から、校則の見直しが必要だと感じつつも、それを改定しようとして行動しなかったということが明らかになった。

最後に、児童会・生徒会活動が校則改定の機会になり得るためには、どのような指導を行っていく必要があるのかを考察したい。まず前提として、教員側が児童生徒の校則改定に向けた行動を否定的に捉えないという共通認識のもと、児童生徒と関わっていく必要がある。というのも、校則の見直しが必要だと感じている者のほとんどが、全校児童集会や生徒総会に向けて校則を改定しようとして行動していなかった状況には、教員側に校則改定に向けた行動が理解されないだろうという認識が関係していると考えられるからである。教員側が児童生徒の校則改定に向けた行動を否定的に捉え、対応することで、校則の見直しが必要だと感じつつも、行動しない者を増やすことに繋がっていくのである。そうした状況を避けるためにも、教員側が上記の共通認識のもとに、児童生徒が主体的に考え、行動できるような環境を構築していく必要があると考える。

それでは、児童生徒側が校則改定に向けた行動をとろうとした際には、どのような指導を行う必要があるのだろうか。指導のポイントはいくつかあるが、まずは改定のハードルが低い校則から改定の提案をするよう児童生徒に指導することが重要である。第二の知見からも明らかのように、ほとんどの小学校では、全校児童集会を通じた校則改定がなされているわけではないし、比較的多くの中学校や高等学校でも、生徒総会を通じた校則改定がなされているわけではない。こうした状況には、様々な要因が関係しているが、一つに改定のハードルが比較的高い校則の改定が提案されているという要因が関係しているのではないだろうか。仮に全校児童集会や生徒総会において、改定のハードルが比較的高い校則の改定が提案されたとしても、改定までに至ることはあまりないと考えられる。児童生徒側が「改定できなかった」という経験を積み重ねることで、諦めムードが蔓延し、児童生徒は自ら考え、行動するというのをしなくなるだろう。そうしたことを避けるためにも、教員側は改定のハードルが低い校則から改定の提案をするよう、児童生徒に指導していくことが重要である。そうした指導を行い、児童生徒側に「改定できた」という経験を積ませることで、自分たちで考え、話し合い、学校をより良くしていこうという態度を育むことができると考える。

今後は、児童生徒の「主体性」を育成するという観点からも、児童会・生徒会活動が校則改定の機会に少しでもなるよう、教員側は上記のような指導を心掛けることが重要だと考える。

注

- 1) 大阪府立の高等学校に通う女子生徒（当時3年生）が、生まれつき髪色が茶色であるのにも関わらず、繰り返し黒染めを強要されたとして起こした訴訟のことである。原告側の敗訴となっているが、詳細は大津（2022）を参照されたい。
- 2) 小学校であっても校則で悩む児童が一定数存在するという前提に立ち、宇田・北岡（2021）では、小学校の校則の実態についての検討がなされている。そこでは、「日傘を使用してはいけない」という校則を経験している者が比較的多いこと、「体育の際、体操服の下に肌着を着てはいけない」という校則を経験している者が一定数いることなどが明らかにされている。

- 3) 生徒の権利を侵害し、健康被害に繋がりにくい校則、いわゆる「ブラック校則」については、様々な研究がある。例えば、原田（2022）では、ブラック校則が学校内部でどのように生成されているのかといったメカニズムについての考察がなされている。
- 4) もちろん、児童生徒の権利を侵害する可能性のある校則については、児童生徒側からの問題提起を待つのではなく、教員側（特に校長）から問題提起し、トップダウン的に改定を進める必要があることを記しておきたい。

参考文献

- 原田琢也（2022）「「ブラック校則」が生み出されるメカニズムに関する一考察：学校内部の視点から」『金城学院大学論集・社会科学編』19（1）、26-45 頁。
- 文部科学省（2018a）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』東洋館出版社。
- 文部科学省（2018b）『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』東山書房。
- 文部科学省（2019）『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 特別活動編』東京書籍。
- 荻上チキ・内田良編（2018）『ブラック校則：理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社。
- 大津尚志（2021）『校則を考える：歴史・現状・国際比較』晃洋書房。
- 大津尚志（2022）「校則裁判（大阪府立高校黒染事件地裁判決、令和 3 年 2 月 16 日）に関する一考察」『学校教育センター紀要』7、48-58 頁。
- 大津尚志（2023）「大阪府内公立中学校の「校則」に関する一考察」『学校教育センター紀要』8、29-42 頁。
- 宇田響・北岡優（2021）「小学校における校則の実態：校則が適用される当事者の視点からの検討」『くらしき作陽大学・作陽短期大学研究紀要』54（1）、13-22 頁。

